

令和 8 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

1 要旨・目的

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）について、算定標準システムによる推計値や国から示された確定係数（公費等）に一定の補正を加え、令和 8 年度の算定を行った。

2 現状・背景

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成 30 年度からの県単位化により、県は財政運営の責任主体となった。それまで各市町が個別に行っていた保険給付の収支について、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなり、県は保険料設定の参考となる市町村標準保険料率及び事業費納付金について、各市町へ示すこととなった。

3 概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

(2) 事業内容（算定結果）※詳細別紙

ア 令和 8 年度一人当たり保険料収納必要額 ※詳細別紙-①

一人当たり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で 3,332 円 (2.1%) の増加となった。なお、令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴って、今回の算定分から新たに子ども・子育て支援納付金分が加わっており、これを除けば一人当たり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で 82 円 (0.05%) の増加となっている。

【一人当たり保険料収納必要額】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	対前年度比 (R7-R6)	令和 8 年度	対前年度比 (R8-R7)
医 療 分	96,015 円 (61.8%)	98,181 円 (61.4%)	+2,166 円 (+2.3%)	95,773 円 (58.7%)	-2,408 円 (-2.5%)
後 期 分 (後期高齢者支援金)	32,570 円 (21.0%)	31,451 円 (19.7%)	-1,119 円 (-3.4%)	31,515 円 (19.3%)	+64 円 (+0.2%)
介 護 分 (介護納付金)	26,786 円 (17.2%)	30,243 円 (18.9%)	+3,457 円 (+12.9%)	32,669 円 (20.0%)	+2,426 円 (+8.0%)
子 ども 分 (子ども・子育て支援納付金)	—	—	—	3,250 円 (2.0%)	3,250 円 (—)
合 計	155,371 円 (100%)	159,875 円 (100%)	+4,504 円 (+2.9%)	163,207 円 (100%)	+3,332 円 (+2.1%)

イ 令和 8 年度の県が示す各市町の市町村標準保険料率及び国保事業費納付金 ※詳細別紙-②、③

県が示す市町村標準保険料率に比べ、市町が実際に設定する保険料率は、応能（所得割率）、応益（均等割額、平等割額）ともに低い傾向があるため、各市町は保険料水準の統一に向けての調整を計画的に行うこととしている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算額（一部国庫）

221,318,408 千円